

# 食品安全委員会第570回会合議事録

1. 日時 平成27年 7 月14日（火） 14：00～14：36

2. 場所 大会議室

## 3. 議事

（1）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「*Aspergillus oryzae* NZYM-SP株を利用して生産されたアスパラギナーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（2）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・動物用医薬品「2-10-性腺刺激ホルモン放出ホルモン類縁体・ジフテリアトキシソイド結合物を有効成分とする牛の注射剤（ボプリバ）」に係る食品健康影響評価について
- ・動物用医薬品及び飼料添加物「モネンシン」に係る食品健康影響評価について
- ・薬剤耐性菌「ツラスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤（ドラクシンC）」に係る食品健康影響評価について

（3）「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成27年6月分）について

（4）その他

## 4. 出席者

（委員）

佐藤委員長、山添委員、熊谷委員、吉田委員、石井委員、堀口委員、村田委員

（事務局）

姫田事務局長、東條事務局次長、山本総務課長、関野評価第一課長、  
鋤柄評価第二課長、植木情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官、  
木下リスクコミュニケーション官、高崎評価調整官

## 5. 配布資料

資料1 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について＜*Aspergillus oryzae* NZYM-SP株を利用して生産されたアスパラギナーゼ＞

資料2－1 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について＜2-10-性腺刺激ホルモン放出ホルモン類縁体・ジフテリアトキシソイド結合物を有効成分とする牛の注射剤（ボプリバ）＞

資料２－２ 動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<モネンシン>

資料２－３ 薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<ツラスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤（ドラクシンＣ）>

資料３ 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成27年６月分）について

## ６．議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第570回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は７名の委員が御出席でございます。

それでは、お手元でございます「食品安全委員会（第570回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○山本総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は５点ございます。

資料１が「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」。

資料２－１が「動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料２－２が「動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料２－３が「薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料３が「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成27年６月分）について」でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしいでしょうか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○山本総務課長 事務局において、平成27年７月１日の委員会資料１の確認書を確認しましたところ、本日の議事について同委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただいまの事務局からの報告のとおりでよろしいですか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長　ありがとうございます。

(1) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長　それでは、議事に入ります。

「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」です。

本件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。

まず、担当の山添委員から説明をお願いいたします。

○山添委員　それでは、概要について御説明いたします。

4 ページにあります要約をお開け願います。

本添加物は、アスパラギナーゼの生産性を高めるために、*Aspergillus oryzae* BECh2株を宿主として、*Aspergillus oryzae* IF04177株に由来するアスパラギナーゼ遺伝子を導入して作製されたNZYM-SP株を利用して生産されたアスパラギナーゼです。本添加物は、アクリルアミド生成の起因となるアスパラギンをアスパラギン酸とアンモニアに加水分解する酵素であり、食品の加熱加工におけるアクリルアミドの生成を抑制することができるとされています。

なお、本生産菌には、選択マーカーとして、アセトアミダーゼ遺伝子及びオロチジナーゼ5'-リン酸デカルボキシラーゼ遺伝子が導入されております。

調査会の審議では、本添加物の消化性について議論がございました。人口胃液中での消化性について、SDS分析のほか、ウェスタンブロット分析による試験結果が示され、当初問題となりました高分子のバンドも含め、0.5分以内に消化されることが確認されたということでございます。

本添加物については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」に基づいて評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断いたしました。

詳細については、事務局の方からお願いいたします。

○池田評価情報分析官　それでは、補足させていただきます。

今の資料の5 ページに概要がございます。概要については、今、御説明があったとおりでございます。

アスパラギナーゼという名称の添加物は、平成26年11月に既に指定済みのものがございまして、指定添加物があるのですけれども、今回のNZYM-SP株を用いて生産されたアスパラギナーゼは、指定済みのものと生産株が異なりまして、現在指定されているアスパラギナーゼの規格に合致しないものですので、別途、食品添加物としての評価要請もされてお

まして、添加物専門調査会において評価中でございます。

今般の評価書は、組換えDNA技術を応用して製造されていることに係る安全審査に関するものでございます。

「Ⅱ．食品健康影響評価」を御覧ください。第1の1にございますけれども、本添加物の評価において比較対象として用いられております添加物は、(1)に基原としまして *Aspergillus niger* ASP-72株とありますが、この株を利用しまして生産されたアスパラギナーゼでございます。これが先ほど述べました指定済みのものでございまして、食品安全委員会の評価を経て、平成26年11月に指定をされております。

今回の評価対象でありますアスパラギナーゼは、少し先になりますけれども、7ページの5の(1)にございますように、AoASP製剤という製品名で、以下、評価書の中ではこの添加物についてはAoASPとして記載がされております。

同じページの6の(1)に本件遺伝子組換え添加物と従来の添加物、先ほど申し上げました指定済みの添加物との相違についての記載がされておりますけれども、今回評価対象のAoASPは、従来のアスパラギナーゼに比べて、アミノ酸配列の相同性が72%ということでございます。また、従来品より至適pHは高くなっているということでございます。

9ページに参りまして、第4の1をごらんください。挿入DNAの供与体について記載がございますけれども、(2)にございますように、導入されているDNAの供与体である微生物には、ヒトへの病原性、毒素産生性は知られていないということでございます。

続きまして、「挿入DNA又は遺伝子及びその遺伝子産物の性質に関する事項」という項目がございますけれども、先ほど山添委員から御説明がありました消化性の検討に関しましては、10ページ、7行目あたりからasnA0遺伝子に関する記載がされております。①のところでございますけれども、AoASP製剤の成分が人口胃液中で低分子に分解されるということがSDS-PAGE分析とウェスタンブロット分析により確認をされているということでございます。

また、導入されておりますその他の遺伝子も含めまして、いずれの遺伝子についても、それらを含みます導入領域に見出されたオープンリーディングフレームにつきまして、既知のアレルゲンと毒性タンパク質の相同性のデータベース検索が行われておりますけれども、相同性を示すことはなかったということが確認されています。

次に、12ページをお願いいたします。「第5 組換え体に関する事項」がございましたけれども、2の(2)に、遺伝子導入用ベクターと宿主ゲノムとの接合部位に生じるオープンリーディングフレーム、ORFと書いてございますが、その有無についての記載がございます。

検索を行った結果、3'末端に44個、5'末端に45個のオープンリーディングフレームが検出されておりますけれども、既知の毒性タンパク質や既知アレルゲンとのデータベース検索の結果、相同性があるものはなかったということで問題ないと判断されております。

以上のような検討を行いまして、14ページにございます食品健康影響評価結果が示され

ておりますけれども、内容については山添委員から御説明があったとおりでございます。

なお書きといたしまして、最初に御説明させていただきましたように添加物としての評価がされておりますので、厚生労働省における本添加物の取り扱いについては、添加物としての食品健康影響評価の結果も踏まえる必要がある旨、記載しております。

本件につきましては、御了承がいただけたら、一番最初の表の面でございますように、あす15日から8月13日までの30日間、意見・情報の募集を行いたいと考えております。

以上でございます。

○佐藤委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

村田委員。

○村田委員 1つ確認で教えてほしいのですけれども、6ページの「2 宿主及び導入DNA」の「(1) 宿主の種名(学名)、株名等及び由来」の下から2行目に「さらに、突然変異により、シクロピアゾン酸及びアフラトキシン生産能が欠失され」云々と書いてあるので、この株が、*Aspergillus oryzae* にアフラトキシン産生能があつてそれを欠失したように読めるのですけれども、そういうことではないような気がするので、その辺のところを説明していただけますでしょうか。

○池田評価情報分析官 御指摘のとおりでございます、*oryzae*にはそういう生産能はないのですけれども、8ページの真ん中あたりの5というところを御覧いただけますでしょうか。「宿主の近縁株の病原性及び有害生理活性物質の生産に関する事項」ということで、近縁種でアフラトキシンの産生が知られているものがあるということでございますけれども、御指摘のとおり、*oryzae*については産生能は持っていない。ただ、今回の*oryzae*のBECh2株につきましては、さらにアフラトキシン合成遺伝子クラスターホモログの欠失もさせているということで、アフラトキシンを産生することはないということが記載されております。

○村田委員 ありがとうございます。

○佐藤委員長 よろしいですか。ほかに御質問等ございますでしょうか。

この*Aspergillus oryzae* は、アイ・エフ・オーなのですか。ゼロですか。

○村田委員 アイ・エフ・オーです。

○佐藤委員長 先ほど、ゼロと聞いたような気がしたのですが、アイ・エフ・オーですね。

ほかに何か御質問はございますか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を、遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとしたいと思います。

## (2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

動物用医薬品1品目、動物用医薬品及び飼料添加物1品目、薬剤耐性菌1品目に関する食品健康影響評価です。

まず、動物用医薬品1品目に関する食品健康影響評価についてです。

本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○鋤柄評価第二課長 それでは、お手元の資料2-1に基づいて御説明いたします。動物用医薬品「2-10-性腺刺激ホルモン放出ホルモン類縁体・ジフテリアトキソイド結合物を有効成分とする牛の注射剤（ボプリバ）」でございます。

まず、2ページの「審議の経緯」をお願いいたします。本件につきましては、6月2日の本委員会で御報告させていただき、30日間、国民から意見・情報の募集を行ったものでございます。

次に、4ページ「評価対象動物用医薬品の概要」がございまして、本製剤の主剤は、2-10-性腺刺激ホルモン放出ホルモン類縁体にジフテリアトキソイドをキャリアタンパクとして結合させたもので、雌牛の発情行動の抑制を目的として使用されるものでございます。

次に、14ページ「食品健康影響評価」がございまして、3行目末からございまして、本製剤の主剤は、経口投与において、GnRH様作用及び抗体応答を示さず、毒性影響も認められないことから、ヒトの健康に影響を与えるものではないとしております。

下から7行目になりますが、本製剤に含まれている添加剤については、その使用状況、既存の毒性評価及び本製剤の用法・用量を考慮すると、本製剤の含有成分として摂取した場合のヒトへの健康影響は無視できるとしております。

結論といたしまして、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるとしております。

資料の最後から2枚目に参考として添付しておりますが、本件に関しまして、意見・情報の募集を行いましたところ、御意見等はございませんでした。

また、最後の1枚に評価書の変更点をまとめておりますが、文言の修正等、記載整備を

行っているというものでございます。

本件につきましては、差し支えなければ、この専門調査会の結論をもって関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございますでしょうか。特にございませんか。

それでは、本件につきましては、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられるということによろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

次に、動物用医薬品及び飼料添加物 1 品目に関する食品健康影響評価についてです。本件については、本年 3 月 17 日の第 553 回委員会会合において、農林水産省から評価依頼がありました。その際、本委員会が既に食品健康影響評価の結果を有していることから、平成 21 年 10 月 8 日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第 24 条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」に基づき検討を行い、委員会において審議し、必要に応じて評価書を改訂することといたしました。本日その審議を行いたいと思います。

まず、担当の熊谷委員から説明をお願いいたします。

○熊谷委員 モネンシンにつきましては、本委員会で直接審議していただくため、評価書案を本日の資料として提出しております。先の会合で説明されているとおり、新たに提出された資料は残留試験の資料のみであり、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないと考えられます。したがって、一日摂取許容量については、初版と同じく 0.003mg/kg 体重/日とすることが適当と考えられます。

詳しくは事務局から説明をお願いします。

○鋤柄評価第二課長 それでは、お手元の資料 2-2 に基づいて説明いたします。

まず、4 ページ「審議の経緯」でございますが、モネンシンにつきましては、2013 年に評価結果を既に通知しております。今回は、既に飼料添加物として使用されているモネンシンナトリウムについて、生後 1～3 月以内の牛を対象とする飼料に添加できるようにする適用拡大に関する評価要請に伴い、第 2 版の評価を行ったものでございます。第 1 版から記載整備を行っている部分もございますが、今回の評価要請に伴い、新たに追加した試

験を中心に説明いたします。

7 ページ「評価対象動物用医薬品及び飼料添加物の概要」ですが、8 ページに参考として、モネンシンナトリウムの情報を追記しております。

また、8 ページの下ほどから始まります「7. 使用目的及び使用状況等」の最後の段落、9 ページになりますけれども、今回の評価要請の経緯につきまして、記載しております。

15 ページ、中ほどから「2. 残留試験」が始まりますが、今回追記した試験は、17 ページの中ほどの2 試験になります。1 つ目の試験は、子牛に0.9 mg/kg 体重/日で28日間経口投与しておりますが、最終投与後のいずれの時点においても、各組織中の残留濃度は検出限界未満となっております。

また、17 ページの下でございますが、2 つ目の試験は、同じく子牛に30 ppmまたは60 ppmで、飼料に添加して74日間投与しております。結果は、次のページの表2 に示しておりますが、30 ppm投与群では、いずれの組織も定量限界未満となっております。

次に、44 ページから「食品健康影響評価」の結果がございます。具体的には、47 ページに記載しておりますとおり、ADIを0.003 mg/kg体重/日とする結論に変更はございません。

本件につきましては、先ほど熊谷委員から御説明がございましたとおり、新たに提出された資料が既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないとされていることから、意見・情報の募集は行わず、この結果を関係機関に通知したいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたらお願いします。特にございませんか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定しました結論と同じ結論、すなわち、モネンシンの一日摂取許容量を0.003 mg/kg 体重/日と設定することとし、また、モネンシンナトリウムについては、飼料添加物として適切に使用される限りにおいて、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられるということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

続きまして、薬剤耐性菌1 品目に関する食品健康影響評価についてです。

本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○鋤柄評価第二課長 資料2－3をお願いいたします。ツラスロマイシンを有効成分とす

る牛の注射剤（ドラクシンC）の承認に係る薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価でございます。

まず、4ページが「審議の経緯」でございます。本剤に関するADIの設定等につきましては、現在、審議中でございます。今回は薬剤耐性菌に係る評価となりますが、5月26日の第562回「食品安全委員会」に御報告し、翌日5月27日から30日間、意見・情報の募集を行いました。

次に、6ページ「I. 評価の経緯及び範囲等」の「1. 経緯」にございますとおり、本評価は、ツラスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤を使用することにより選択される薬剤耐性菌が、牛由来の食品を介してヒトに伝播し、ヒトが当該細菌に起因する感染症を発症した場合に、ヒト用抗菌性物質による治療効果が減弱または喪失する可能性及びその程度につきまして、2004年の委員会決定でございます薬剤耐性菌の食品健康影響評価に関する評価指針に基づき評価したものでございます。

なお、ツラスロマイシンを有効成分とする動物用医薬品については、2012年に豚の注射剤（ドラクシン）、また、2014年にツラスロマイシンと同系統の15員環マクロライド系の抗生物質であるガミスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤（ザクトラン）について、食品健康影響評価を行っております。

次に、30ページ「8. ハザードの特定」がございまして。一番下の段落でございますが、リスク評価すべきハザードとして、牛に対してツラスロマイシンを使用することにより選択された薬剤耐性カンピロバクターを特定しております。

次に、48ページの表33にリスク推定の内容を記載しております。ハザードによるリスクは低度と判断されました。

同じく、48ページの下から「6. 食品健康影響評価について」でございますが、（1）として、評価対象動物用医薬品が、牛に使用された結果としてハザードが選択され、牛由来の畜産食品を介してヒトがハザードに暴露され、ヒト用抗菌性物質による治療効果が減弱または喪失する可能性は否定できないが、リスクの程度は低度であると考えた旨を記載しております。

（2）では、引き続き、国際機関における検討状況等を含む新たな科学的知見などの情報収集が必要である旨を記載しております。

最後から2枚目に意見等の募集結果をつけましたが、意見等の提出はございませんでした。

また、最後のページに、評価書の文言等について記載の整備を行っております。

本件につきましては、専門調査会の結論をもって関係機関に通知したいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問があります。

したらどうぞお願いいたします。特にございませんか。

それでは、本件については、肥料・飼料等／微生物・ウイルス合同専門調査会（薬剤耐性菌に関するワーキンググループ）におけるものと同じ結論、すなわち、評価対象動物用医薬品が、牛に使用された結果としてハザードが選択され、牛由来の畜産食品を介してヒトがハザードに暴露され、ヒト用抗菌性物質による治療効果が減弱または喪失する可能性は否定できないが、リスクの程度は低度であると考えたということによろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長　ありがとうございます。

|                                      |
|--------------------------------------|
| （３）「食の安全ダイアル」に寄せられた質問等（平成27年６月分）について |
|--------------------------------------|

○佐藤委員長　それでは、次の議事に移ります。

「『食の安全ダイアル』に寄せられた質問等（平成27年６月分）について」です。

事務局から御報告ください。

○木下リスクコミュニケーション官　それでは、お手元の資料３に基づきまして、御報告申し上げます。資料３「『食の安全ダイアル』に寄せられた質問等（平成27年６月分）について」でございます。

問い合わせ総件数は78件。ここ数カ月よりは多いですが、長い目で見ると平均的な数字でございます。

特徴は、トランス脂肪酸に関して13件があったと、若干多いということでございます。よって、本日御紹介するのは１件、トランス脂肪酸についての御質問と回答について御紹介しようと思っております。

質問といたしまして、トランス脂肪酸とは何かということ。また、月の中ほどにありましたアメリカでの食品に添加することを禁止するという報道について心配だ、どうなのでしょうという質問でございます。以下のように回答してございます。

最初のパラグラフで、食品の栄養素としての脂肪、そのうちの飽和脂肪酸の一種であるということ。また、トランス脂肪酸そのものは食品添加物ではありませんということでございます。

２つ目のパラグラフに、今回の報道について書いてございます。６月16日のFDAの発表は、トランス脂肪酸そのものを禁止したわけではなくて、トランス脂肪酸が多く含まれる部分水素添加油脂がGRASではないということを決めたものでございますということ。また、その背景といたしまして、トランス脂肪酸の摂取量について、総エネルギー比で申し上げますと、アメリカでは2.0%前後であると。それは、WHOの勧告値の１％を大きく上回ってい

るということ。また、日本では0.3%前後であるということを書いてございます。

次のパラグラフでは、一般的な脂肪のとり過ぎは肥満の原因だとか、心臓疾患のリスクにつながるということ。また、食品安全委員会では、平成24年にリスク評価をしたということです。その時点でも、日本人の大多数がWHOの指標である総エネルギー比1%未満に対して十分に小さいので、通常の食生活では、健康への影響は小さいと考えていますということを書いてございます。

また、飽和脂肪酸について、これは上限値が総エネルギー比7%なのですが、これについては留意が必要ですよということを申し上げてございます。

加えて、次のパラグラフで、部分水素添加油脂であるところの製造業者さんも、トランス脂肪酸の低減に向けて取り組みを進めているということ。また、トランス脂肪酸を減少させると、飽和脂肪酸が増加してしまうこともありますので、これは留意が必要であるということを書いてございます。

最終のパラグラフで、当委員会では、ホームページやフェイスブック、ブログなどで情報発信をしてございますということを御紹介してございます。

以上でございます。

○佐藤委員長　ただ今の報告の内容あるいは記載事項について、御質問等はございますでしょうか。

堀口委員、どうぞ。

○堀口委員　これがそのまま質問の人に返った文章なのかが分からないのですが、トランス脂肪酸とは何なのかという問いに対して、最初の段落で御説明があり、措置がとられたとの報道があって心配であるというクエスチョン（？）に対して、誤認がありますよという説明が2段目にあって、日本ではどうなのか知りたいというところが多分3段目なのですが、3段目の3行目に「食品安全委員会では」という話が出てきていると思うのです。ここは、食品安全委員会としての話をしっかりと理解してもらうために、「これまで、脂肪の摂りすぎは」云々の最初の2行は多分、上の段にひっつけておいて、それで、日本の食品安全委員会としては、平成24年にリスク評価を行ってというふうに、食品安全委員会としてのきちんとした評価をやっているというメッセージがもう少し伝わるように、せっかく「食の安全ダイヤル」にお電話をしてきてくださいましたので、メールかもしれないですが、そうした方がいいのかなと思いました。

見せ方というか、メッセージの出し方なのかもしれませんが、以上です。

○佐藤委員長　ありがとうございました。

食品安全委員会のやったことをもっとはっきり分かるようにせよという御意見だったと思います。ごもっともかと思うので、ちょっとこれは不思議なパラグラフ分けしてい

るのですね。1つはブロック体でやっているのと、もう一つは段下げでつながっている部分というか、その辺のところがかえって分かりにくくなったのかもしれませんが、こういうところでも気をつけた方がいいのかなという御意見だったと思います。

ほかに何か御意見あるいは御質問はございますでしょうか。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 細かいことというか、別にこれ自体に問題はないのですが、下から2つ目の段落に「なお、部分水素添加油脂が使われているマーガリン等の製造業者は、トランス脂肪酸の低減に向けた取組を進めている」と、それはよろしくて、トランス脂肪酸を減少させると、飽和脂肪酸が増加してしまうこともあるということです。不飽和を完全に水素添加すれば、確かにそうなのでしょうけれども、別に固体脂をとるには分別とかエステル交換とかいろいろそういう方法もありますので、そういうのはトランス脂肪酸を増やさなくてもできる方法かと思いますので、そういうことでよろしいのでしょうか。

○木下リスクコミュニケーション官 はい。

○佐藤委員長 よろしいですか。

○村田委員 はい。

○佐藤委員長 ほかに何か御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

結局、内容が正しくても、やはり書き方の問題があるという御指摘だったと思うのですが、今後ともそういうことに気を付けていただいて、消費者の方によく分かるように、また、食品安全委員会の存在感が出るようなメッセージの出し方をしていただければと思います。

|         |
|---------|
| (4) その他 |
|---------|

○佐藤委員長 他に議事はありませんでしょうか。

○山本総務課長 ございません。

○佐藤委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合については、来週7月21日火曜日14時から開催を予定しております。

また、16日木曜日14時から「微生物・ウイルス専門調査会」が公開で、17日金曜日13時30分から「動物用医薬品専門調査会」が公開で、それぞれ開催される予定になっております。

す。

以上をもちまして、第570回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。